

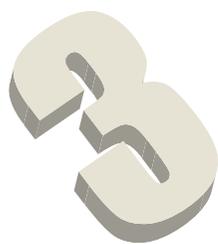
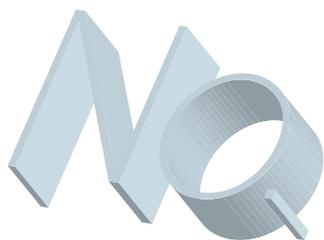
歯科医師が
知っておきたい



マイナンバー 対応と医療等ID



富山雅史 著



医歯薬出版株式会社



I

マイナンバー 制度

マイナンバー制度と医療等分野 における番号制度(医療等ID)

1—マイナンバー制度

平成25年3月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称：マイナンバー法、番号法)が成立しました。平成27年の10月から個人番号・法人番号が通知され、**平成28年1月から運用が順次開始**されます。

社会保障・税番号(通称：マイナンバー)は社会保障・税分野・災害対策分野の3分野で利用されますが、法律(マイナンバー法)に規定されている分野でのみ利用できます。

また、マイナンバーの利用範囲の拡大のためにマイナンバー法が平成27年9月に改正されました。

医療等分野における改正点は、

平成25年 3月	マイナンバー法成立
平成27年 9月	マイナンバー法改正(特定健診情報の管理等、予防接種履歴)
平成27年 10月	個人にマイナンバー、法人等に法人番号を交付
平成28年 1月以降	社会保障、税分野のうち、可能な範囲でマイナンバーと法人番号を利用開始 ・児童手当の申請や確定申告、源泉徴収票でマイナンバーが必要に ・個人番号カードが身分証明書代わりに ・コンビニで住民票を取得(自治体による)
平成28年 7月以降	情報提供ネットワークシステム「マイナポータル」を運用開始 地方公共団体との連携についても運用開始
平成29年 以降	・行政手続きで住民票などの添付が不要に 7月 ・個人番号カードが健康保険証の代わりに 7月 ・引越し時の水道、ガスなどの一括の住所変更が可能に ・専用サイトで予防接種の案内を取得

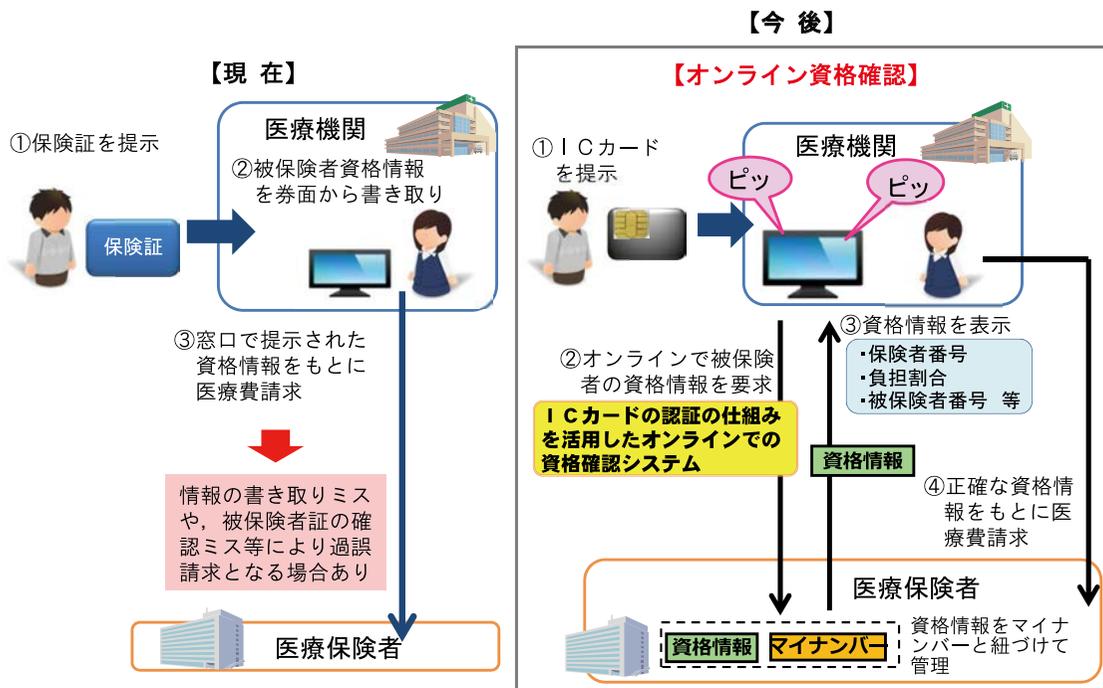
マイナンバー制度のスケジュール

1
マイナンバー
制度

平成29年7月以降に医療保険の オンライン資格確認

「日本再興戦略改訂2015」に、平成29年7月以降にマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにすると明記されました。具体的には、カードに付属するICチップの個人認証機能を利用して、診療所と資格確認サービス機関間のネットワークシステムを利用し医療保険のオンライン資格確認を瞬時に行う機能です。

(システムの詳細は今後検討)



医療保険オンライン資格確認機能 (システムの詳細は今後検討)

「医療等分野における番号制度の活用に向けた検討について」厚生労働省

II

歯科診療所の 安全管理体制

歯科診療所で準備しておくこと

事業者の準備項目

①マイナンバー取扱担当者の決定

②社内体制の整備

漏えい、不正使用防止のための管理体制や、システム対応（改修等）

③従業員への周知，教育

マイナンバー制度の理解及びマイナンバーの取扱い方等

④マイナンバー取扱いのルール作り

マイナンバー取得，保管，利用，廃棄などのルール作り

⑤マイナンバーの取得

マイナンバー取得対象者の確認，及び収集

1—準備のスケジュール

1) 平成28年1月までにしておきたいこと

・ 関連業務の洗い出し，マニュアル整備，システム改修

2) 平成28年1月から行うこと

- ・ 従業員（パート，アルバイトを含む）のマイナンバー収集。
扶養家族がいる場合は扶養家族のマイナンバーも必要
- ・ 税金申告でマイナンバー届出
- ・ 雇用保険でマイナンバー届出

3) 平成29年1月から行うこと

- ・ 健康保険・厚生年金保険で個人番号届出
- ・ 労災給付申請

注意

※平成28年1月以降，番号の取得・本人確認，調書の作成など早期にマイナンバーが必須になる場合の例

- ・ 年始に雇用する短期アルバイトへの報酬
- ・ 講演等の外部有識者等への報酬
- ・ 3月の退職者への退職金払い，4月の新規採用，中途退職など